

政法第4117号
答申第434号
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年10月22日付け〇〇第363号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第534号ないし第536号

平成25年8月30日付けで異議申立人から提起された、平成25年7月29日付け〇〇第245号ないし第247号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成27年7月29日付け〇〇第245号ないし第247号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は次のとおり違法である。

(1) 開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。

(2) 〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまで〇〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇〇高校」という。）女子テニス部（以下「テニス部」という。）部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くなされていない。

領収書のないガソリン代、支出交際費、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成25年6月27日付けで別紙1の事項を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 取扱要綱第6条は、「会計担当者は、担当する事務に異動があった場合は、10日以内に引継目録（別記様式）を作成し後任者に引き継ぐとともに、校長に報告しなければならない。」と規定し、会計担当者が人事異動等で代わる場合の事務引継ぎに係る手続きを定めている。
- (2) 取扱要綱第4条第4項は「会計担当者は、校務分掌に基づき収入支出等の会計処理を行い、諸帳簿及び証拠書類の整理保管を行うもの」とされており、〇〇教諭はテニス部の「会計担当者」に当たる。
- (3) 〇〇教諭は、平成20年4月1日に〇〇〇〇高校に赴任し、テニス部顧問を同年月日から平成24年度末までの間、務めている。
- (4) 取扱要綱第6条の規定によれば、「担当する事務に異動があった場合に」引継目録を作成して後任者に該当取扱い会計の状況について引継ぎを行い、校長に報告を行うこととされている。

〇〇教諭は平成22年度ないし24年度においては、それぞれの前年度に引き続き「会計担当者」を担当しているため、「担当する事務」に異動があった場合には該当せず、該当目録を取扱要綱上作成する必要がないため作成していない。物理的に書類を作成していないので、該当書類を保有していないため本件決定を行ったものである。
- (5) その他の主張について、本件決定になんら影響を与えるものではない。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その使途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

2 実施機関作成の理由説明書において、〇〇教諭はテニス部「会計担当者」に、平成20年4月1日に就任し、平成25年12月2日まで継続してテニス部「会計担当者」を務め、「会計担当者」については、変更はなかったとの説明が記載されている。

したがって、実施機関作成の理由説明書において、取扱要綱第6条の規定に基づく①引継目録、②校長の決裁書、この2件の事務は取扱要綱上作成する必要はなく、作成しなかった。また、書類を作成していないので、保存もしていない、との内容が記載されている。

- 3 東京簡易裁判所（以下「東京簡裁」という。）平成25年（ハ）第22123号慰謝料等請求事件の①見出し、②証拠乙第4号証被告千葉県提出証拠には、「会計担当者」は〇〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）と記載されている。

本件決定に係る対象は平成22年度ないし平成24年度分であり、この期間に「会計担当者」の変更が行われたことは、上記の証拠からも明らかである。

実施機関は本件「会計担当者」を、東京簡裁には〇〇教諭として証拠提出し、千葉県情報公開審査会には〇〇教諭と説明を行っている。

実施機関のこうした虚偽の説明、矛盾した説明は、取扱要綱に違反するものであり、虚偽の内容を記載した「理由説明書」を作成したことは、悪質である。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。

2 本件決定の妥当性について

異議申立人は、本件請求に係る文書が存在する旨主張するので、以下検討する。

- (1) 異議申立人は第4の3のとおり、〇〇〇〇高校がテニス部会計担当者を、当審査会に対しては〇〇教諭と説明し、東京簡裁には〇〇教諭と説明しており、その説明がテニス部における会計担当者の引継ぎはないという実施機関の説明と矛盾していると主張している。

当審査会が実施機関に説明を求めたところ、テニス部における夏合宿以外の校外行事の会計担当者は、平成21年度から平成24年度末までの間、〇〇教諭が務めていたため引継ぎはなく、平成25年度以降においては、会計処理をテニス部保護者会で行うこととなり、テニス部会計が取扱要綱で定める私費会計ではなくなったため、平成25年度のテニス部における取扱要綱上の会計担当者は存在せず、いずれの場合も引継文書を作成していないことから、本件請求に係る文書は存在しないとのことであった。

東京簡裁に提出した、会計担当者が〇〇教諭と記載された書類については、平成23年度夏合宿に関する書類であり、テニス部夏合宿はテニス部全体の一大行事であることから、通常の会計担当者とは別の会計担

当者を設け、平成23年度は〇〇教諭が務めたが、平成22年度は〇〇教諭、平成24年度はまた別の教諭が担当しており、テニス部夏合宿会計は年度ごとに会計処理が完結しているため、会計における引継事項はなく、取扱要綱第6条に定める引継目録を作成していないとのことであった。

- (2) 当審査会は、本件請求のうち平成22年度及び平成23年度分に係る文書については、上記の説明のとおり引継ぎはなかったことを確認し、なお改めてこれら文書の探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。

したがって、本件請求のうち平成22年度及び平成23年度分に係る文書を保有していないという実施機関の決定は妥当であると判断する。

- (3) また、平成24年度に係る文書については、上記(1)の説明のとおり会計区分が変更されたことを確認した。

このような場合、取扱要綱に基づき引継文書を作成すべきか否かはともかく、〇〇〇〇高校での再度の探索においてもその存在を認めることができなかったことから、引継文書を保有していないとの実施機関の主張はこれを認めざるを得ない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った実施機関の決定は結果として妥当である。

5 附言

実施機関の理由説明書においては、平成24年度から平成25年度にかけての引継ぎの有無についても説明すべきところ、十分な説明がなされなかったため、平成25年度においても〇〇教諭が会計担当者であるという誤解を与え得る説明であった。今後実施機関においては、事実関係を精査したうえで、明確な理由説明書等を作成すべきことを附言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである

別紙 1

諮問番号	文書番号	請求内容
第534号	〇〇第245号	<p>取扱要綱第6条の規定に基づき、会計担当者は担当事務に異動があった場合は、十日以内に引継目録（別記様式）を作成し後任者に引き継ぐとともに、校長に報告しなければならないと規定されている。</p> <p>〇〇教諭が徴収した現金及び個人口座に送金させた預金に係る、第6条の規定に基づく①引継目録（別記様式）、②校長の決裁書、この2件を開示請求する。</p> <p>上記開示請求の対象は、平成24年度分（平成24年4月1日～平成25年3月31日）とする。</p>
第535号	〇〇第246号	<p>取扱要綱第6条の規定に基づき、会計担当者は担当事務に異動があった場合は、十日以内に引継目録（別記様式）を作成し後任者に引き継ぐとともに、校長に報告しなければならないと規定されている。</p> <p>〇〇教諭が徴収した現金及び個人口座に送金させた預金に係る、第6条の規定に基づく①引継目録（別記様式）、②校長の決裁書、この2件を開示請求する。</p> <p>上記開示請求の対象は、平成23年度分（平成23年4月1日～平成24年3月31日）とする。</p>
第536号	〇〇第247号	<p>取扱要綱第6条の規定に基づき、会計担当者は担当事務に異動があった場合は、十日以内に引継目録（別記様式）を作成し後任者に引き継ぐとともに、校長に報告しなければならないと規定されている。</p> <p>〇〇教諭が徴収した現金及び個人口座に送金させた預金に係る、第6条の規定に基づく①引継目録（別記様式）、②校長の決裁書、この2件を開示請求する。</p> <p>上記開示請求の対象は、平成22年度分（平成22年4月1日～平成23年3月31日）とする。</p>

別紙2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月22日	諮問書の受理
平成25年11月18日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年1月6日	異議申立人の意見書の受理
平成27年9月30日	審議
平成27年10月29日	審議
平成27年11月25日	審議
平成27年12月24日	審議
平成28年2月24日	審議
平成28年3月23日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)